

『国税庁電子開示請求システム』について

平成21年10月2日

国税庁

■ 国税庁電子開示請求システムとは

国税庁電子開示請求システムとは、情報公開法及び個人情報保護法に基づく開示請求などの6手続について、インターネットを利用して電子的に行うためのシステムである。

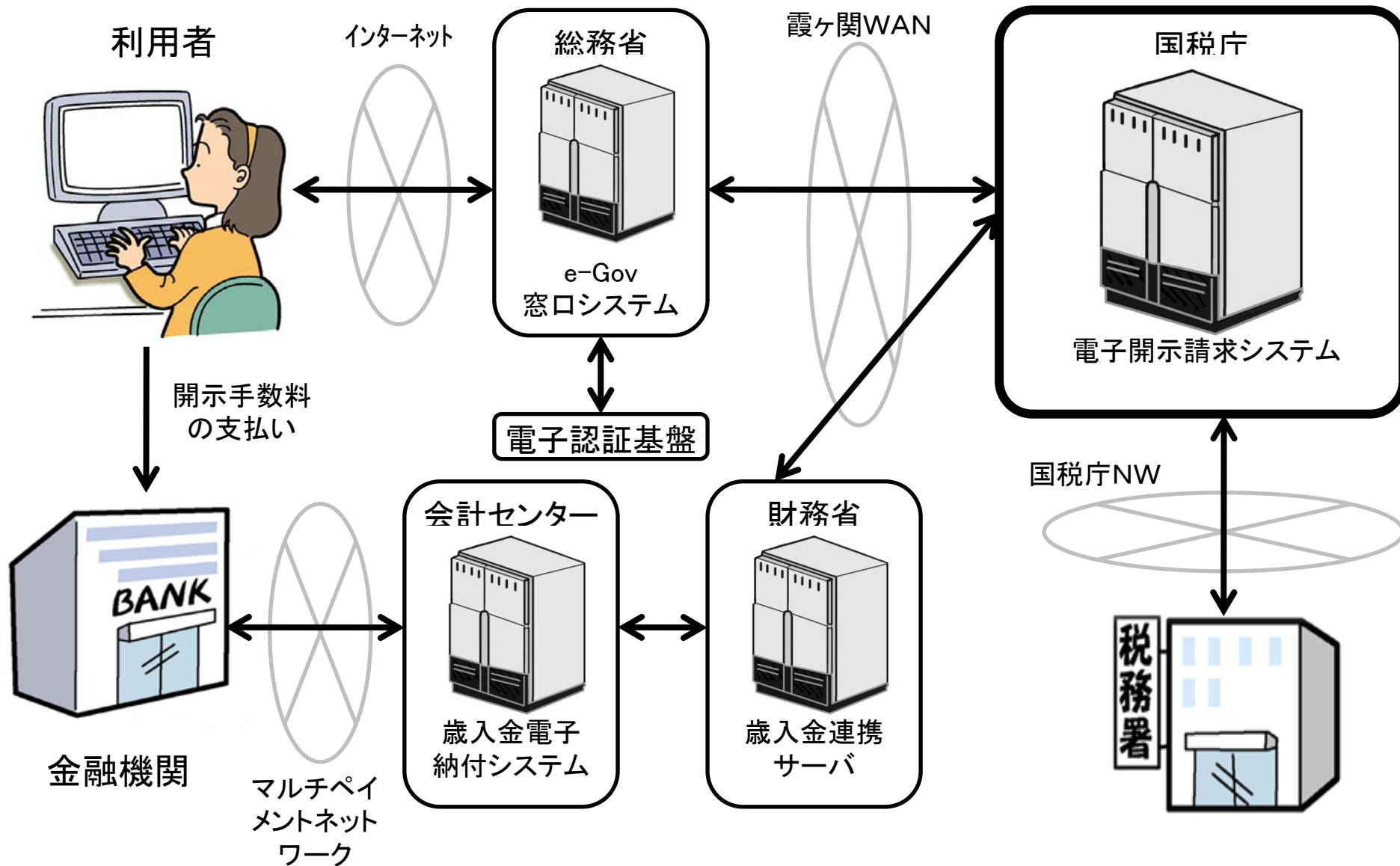
【対象手続】

- ・ 情報公開法に基づく手続(2手続)
 - ① 行政文書開示請求書の提出
 - ② 実施申出書の提出
- ・ 個人情報保護法に基づく手続(4手続)
 - ① 保有個人情報開示請求書の提出
 - ② 実施申出書の提出
 - ③ 保有個人情報訂正請求書の提出
 - ④ 保有個人情報利用停止請求書の提出

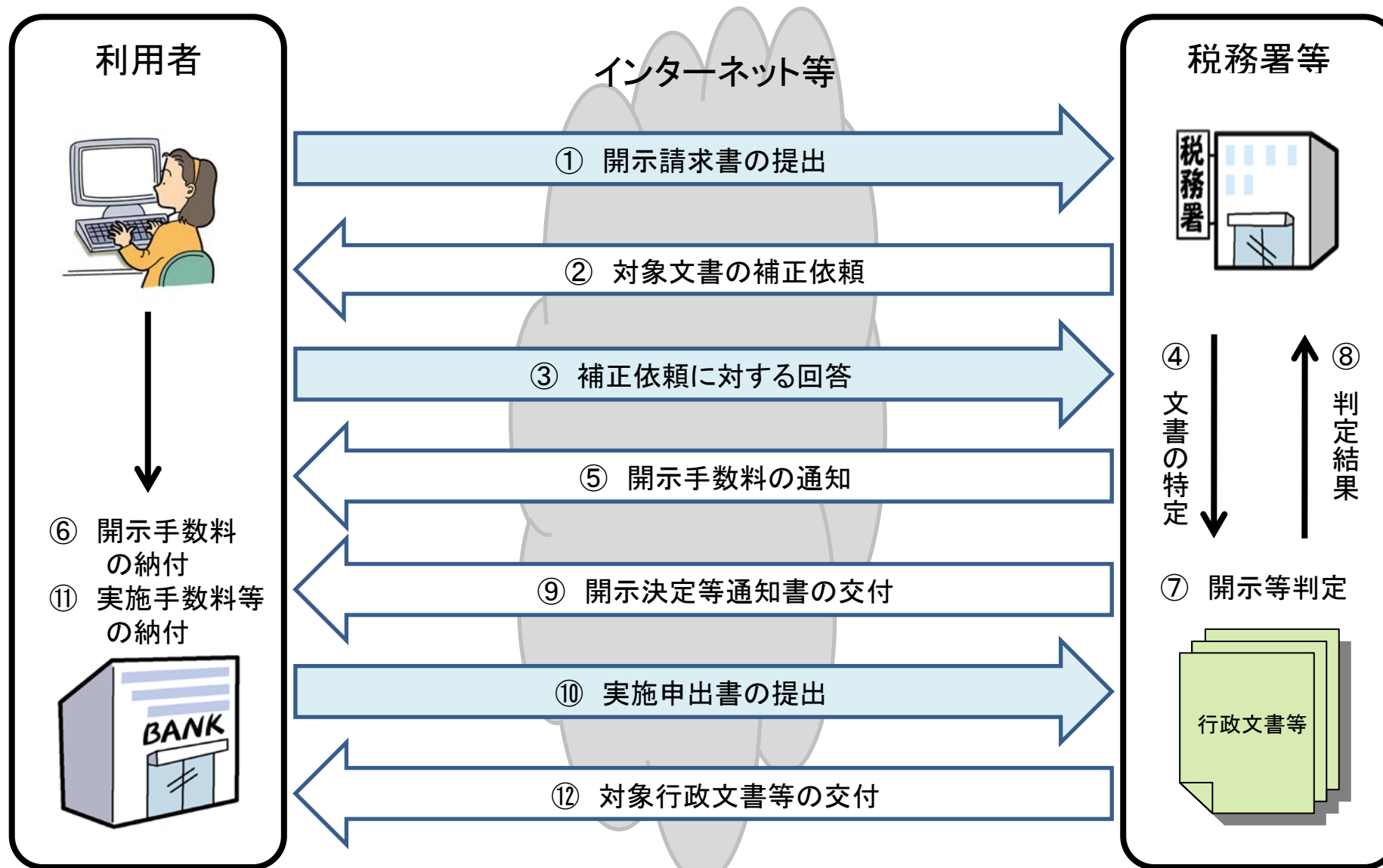
■ 国税庁電子開示請求システムの導入経緯

- 「e-Japan重点計画－2002」(H14.6.18 IT戦略本部決定)において、国の行政手続については、平成15年度末には、原則としてすべてオンライン化することとされ、総務省では、この重点計画に基づき「アクションプラン2002のとりまとめについて」(H14.7.30)を公表
その中で、情報公開法に基づく手続きについては、平成15年度中にオンライン化を実施することとされたため、国税庁では平成16年3月から「情報公開請求受付システム」(旧システム)の運用を開始
- 「行政機関の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム最適化計画」(H17.8.24 各府省情報化総括責任者(CIO)連絡会議決定)において、電子申請等受付業務については、電子政府の総合窓口システム(e-Gov)一元化し、各府省は、原則として平成18年度までに電子申請システムの見直しを実施することとされたため、「情報公開請求受付システム」を修正し、平成18年8月からe-Gov上で「国税庁電子開示請求システム」として運用を開始

■ 国税庁電子開示請求システムの概要



■ 受付から処理までの事務処理の流れ



■ 国税庁電子開示請求システムの利用状況

- 平成20年度におけるオンラインによる申請等件数は、年間合計申請等件数134,410件のうち、61件(利用率0.05%)となっている。

【利用状況の推移】

年度	①年間合計申請等件数	② ①のうち、オンラインによる申請等件数	③利用率(②/①)
17年度	81,160 件	5,920 件	7.30 %
18年度	145,228	275	0.19
19年度	140,974	50	0.04
20年度	134,410	61	0.05

■ 国税庁電子開示請求システムの利用状況

【手続ごとの利用状況(平成20年度)】

手 続 名		①年間合計 申請等件数	② ①のうち、オンライ ンによる申請等件数	③利用率 (②/①)
		件	件	%
情報公開法	行政文書開示請求	3,601	32	0.9
	実施申出	3,977	26	0.7
個人情報保護法	保有個人情報開示請求	64,041	2	0.003
	実施申出	62,784	1	0.002
	訂正請求	2	0	0.0
	停止請求	5	0	0.0
計		134,410	61	0.05

■ 利用率向上に向けたこれまでの取組状況

開示請求制度は不特定の者が利用する手続であるため、国税庁ホームページ及びパンフレット(税の手続ガイド)において、開示請求制度の手続などの説明を行うとともに、オンラインを利用して申請ができる旨の教示を行っている。

【国税庁ホームページ】

The screenshot shows the National Tax Agency website with a navigation menu and a main content area. The main content area is titled "情報公開(開示請求)の手続等について" and contains two sections: "開示請求の手続" and "開示の実施について".

開示請求の手続

- ① 書面により提出する場合
行政文書開示請求書(PDFファイル/21KB)に必要な事項を記載して、情報公開窓口へ直接提出するか又は送付してください。
- ② e-Gov電子申請システムにより提出する場合
e-Gov電子申請システムの画面において行政手続案内/キーワード検索に「開示請求」と入力し、「府省指定」で「国税庁」をチェクした後に検索を実行していただき、表示された手続きの一覧から「行政文書開示請求書の提出(国税庁)」を選択し、必要事項を入力して送信してください。

開示の実施について

- ① 開示・不開示の決定の通知
開示・不開示の決定は、原則として30日以内に行われ、通知されます。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由により、30日以内に開示決定等を行うことができない場合には、30日以内に限り期限を延長する場合があります。行政文書を開示する場合の開示請求から開示の実施までの流れは次のようになります。

開示請求書の提出
↓
開示決定通知書の受領
↓
行政文書の開示(不開示決定等による開示の提出)

【税の手続ガイド】

The infographic explains the process of requesting information disclosure or personal information disclosure. It is divided into two main sections: "情報公開(行政文書の開示)を請求できます!" and "自分の個人情報の開示を請求できます!".

情報公開(行政文書の開示)を請求できます!
書面又はe-Gov電子申請システムが利用できます。

自分の個人情報の開示を請求できます!
書面又はe-Gov電子申請システムが利用できます。

The infographic includes a flowchart showing the steps from request to implementation, with screenshots of the e-Gov application system. It also lists the fees for each type of request:

- 行政文書開示請求書: 行政文書1冊につき300円 (e-Gov電子申請システムによる申請の場合は200円)
- 個人情報開示請求書: 個人情報開示が認められている行政文書1冊につき300円 (e-Gov電子申請システムによる申請の場合は200円)

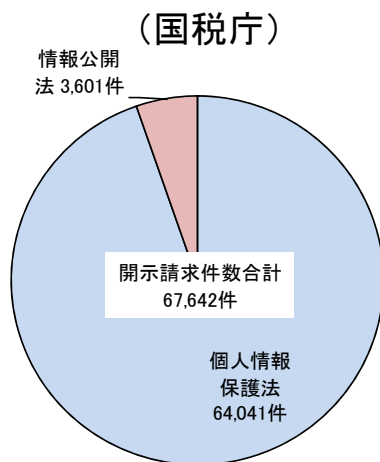
At the bottom, it states: "※決定に不服がある場合には、行政不服審査法に基づき、国税庁長官に対して不服申立てをすることができます。"

■ 現状における問題点と今後の利用見込み

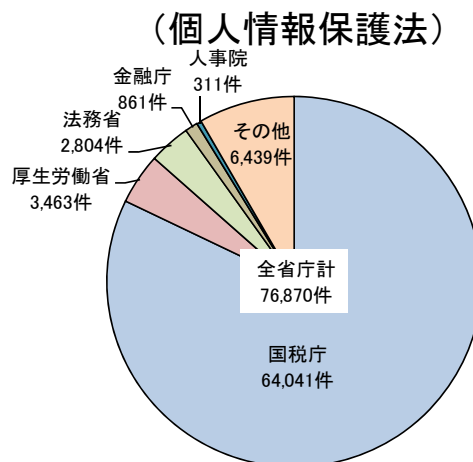
1 現状における問題点(システムの利用が低調となっている主な原因)

- ① 開示請求の対象となる行政文書や保有個人情報をも特定するため、直接、税務署などの窓口にご相談に訪れ、そのまま開示請求書を提出する者が多いこと（全体の90%）。
- ② 個人情報保護法に基づく開示請求は、原則、本人からの請求によることとされているため、本人確認手段として、電子署名を省略することができないことが考えられる。

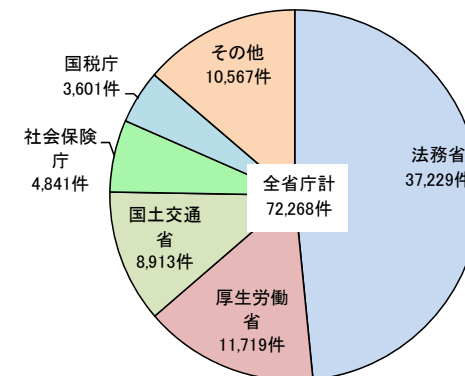
【開示請求の内訳（20年度）】



【省庁別内訳（20年度）】



(情報公開法)



2 今後の利用見込

現状における問題点等に鑑みれば、今後も飛躍的に利用が拡大することは見込まれない。

■ システム整備・運用経費の状況

平成20年度のシステム整備・運用経費は19,594千円となっている。また、平成20年度までの累計額は107,898千円となっている。

【システム整備・運用経費の推移】

年度	システム整備費	運用経費	合計
17年度	28,350 _{千円}	2,703 _{千円}	31,053 _{千円}
18年度	32,655	8,935	41,590
19年度	3,885	11,777	15,662
20年度	7,581	12,013	19,594
計	72,471	35,428	107,898

■ 今後の経費見込、縮減方策

1 今後の経費見込

現在締結している機器の賃貸借及び保守運用支援業務については、平成22年4月末で契約期間が満了するため、新たに現状と同様の仕様により機器等を調達した場合、年間の運用経費は平成20年度と同程度（12,000千円）の費用が必要と考える。

なお、他の連携システムのシステム修正に伴い、別途、整備費用が必要となる場合がある。

2 システム経費縮減方策

【簡易なシステムへの移行】

システム経費縮減の方策として、電子署名を省略するなどの方法による簡易なシステムへの移行が考えられるが、個人情報保護法に基づく開示請求では、本人確認が義務付けられており、オンラインの場合、電子署名により行っている。

特に、国税庁の場合、開示請求の約9割が個人情報保護法に基づくものであり、電子署名を省略するなどの簡易なシステムへの移行は、困難であると考えている。

■ 今後の対応方針等

1 システムを休止する場合の留意すべき事項

現在締結している機器の賃貸借及び保守運用支援業務については、平成22年4月末で契約期間が満了するため、これに合わせて廃止を行った場合は、違約金等を支払う必要はない。

ただし、廃止に当たっては、他のシステムと連携している部分もあるため、他システムのシステム改修経費が必要である。

2 今後の対応方針

行政手続のオンライン化という政府全体の取組みの一環として、また、利用者の利便性の向上という観点からシステムを運用してきたところであるが、①現状において利用者数の飛躍的な増加が見込まれないこと、②費用対効果の面、③開示請求に特化したシステムのため、他の手続については影響しないこと、④実際に利用者が少ないことから、利用者や事務処理等への影響は少ないものと考えられること等を踏まえれば、国税庁としては、平成22年4月末でのシステム廃止が適切と考える。